

## 参照条文（特別法）

## ○ 児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 1 1 年法律第 5 2 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「児童」とは，1 8 歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは，次の各号に掲げる者に対し，対償を供与し，又はその供与の約束をして，当該児童に対し，性交等（性交若しくは性交類似行為をし，又は自己の性的好奇心を満たす目的で，児童の性器等（性器，肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り，若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 （略）

（児童買春）

第 4 条 児童買春をした者は，5 年以下の懲役又は 3 0 0 万円以下の罰金に処する。

## ○ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）

第 4 条 この法律で，児童とは，満 1 8 歳に満たない者をいい，児童を左のように分ける。

一～三 （略）

第 3 4 条 何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 児童に淫行をさせる行為

七～九 （略）

② （略）

第 6 0 条 第 3 4 条第 1 項第 6 号の規定に違反した者は，1 0 年以下の懲役若しくは 3 0 0 万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

②・③ （略）

④ 児童を使用する者は，児童の年齢を知らないことを理由として，前三項の

規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

⑤ (略)

第 6 2 条の 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 6 0 条第 1 項・・・(略)・・・の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 3 9 年 8 月 1 日条例第 1 8 1 号）

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 1 8 歳未満の者をいう。

二～四 (略)

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

第 1 8 条の 6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行つてはならない。

(罰則)

第 2 4 条の 3 第 1 8 条の 6 の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。